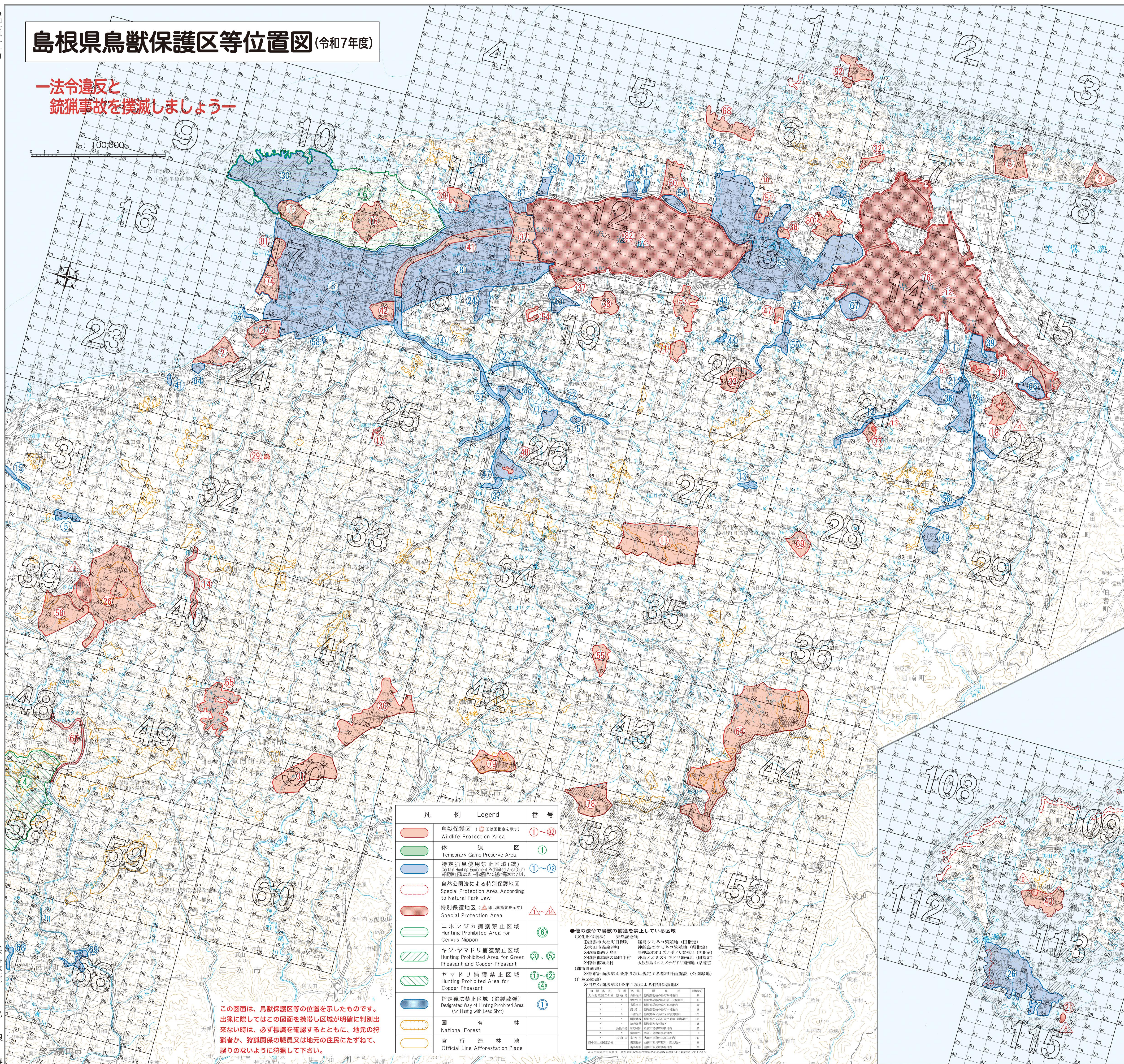


島根県鳥獣保護区等位置図(令和7年度)

一法令違反と銃猟事故を撲滅しましょうー



この図面は、鳥獣保護区等の位置を示したものです。
出猟に際してはこの図面を携帯し区域が明確に判別出
来ない時は、必ず標識を確認するとともに、地元の狩
猟者か、狩猟関係の職員又は地元の住民にたずねて、
誤りのないように狩猟して下さい。

- 鳥獣県では、出雲北山山地(出雲市の一部)のニホンジカ捕獲禁止区域を除き、ニホンジカの1日の捕獲頭数の制限を設けていません。
- 出雲北山山地については、引き続きニホンジカ捕獲禁止区域を設定し、ニホンジカの狩猟を禁止としています。
- 鳥獣県では、イノシシ、ニホンジカの狩猟期間を11月1日から2月末日までとしています。
- 環境省告示により、鳥獣県におけるツキノワグマの捕獲は、令和9年9月14日まで禁止されています。

●狩猟道德を守りましょう。

●狩猟マナー

1. 狩鳥鳥類は、現在の狩猟者に対するものではないという考えをもつこと。
2. 獲物の数を誇るようなふるまいをやること。
3. 確実な種類が判別でき、確実な捕獲できるを判断した獲物だけを撃つこと。
4. わな、罠等は保護鳥類がかつた獲物には、ただちに放獣すること。
5. 半矢にした場合は、追跡して回収すること。
6. 先着の狩猟者の先取りをしないようにすること。
7. 他の狩猟者がついている獲物には、銃口を向けないようにすること。
8. 他の狩猟者の撃った獲物が、自分の近づくに際すると、これを拾って引渡すこと。
9. 農耕地や幼齢造林地に踏み込んで、所有者に被害を与えかねないようにすること。
10. 山火事を起こさないように注意すること。
11. 電線、電話線に注意すること。

近年狩猟による事故が多発しているので、次のことに注意してください。

- (1) 安全装置を過信しないこと。
- (2) 矢先を確かめ、安全と弾獲の自信がなければ発射しないこと。
- (3) 疲勞を覚えたならば、狩猟を中止すること。
- (4) 山林内の作業箇所的人身事故に注意すること。
- (5) 登下校の時間帯には、人身事故に注意すること。

●NTTからのお願い

県内には、重要な電話線が各市町村にまたがって架設されております。狩猟期での散弾銃による電話線の被害は、一度被害を受けると通話不能となり、社会全般に迷惑をかけることになります。

狩猟者の皆さんは、電話線が通している場所では十分注意していただき、事故のないように狩猟をしていただきますようお願いいたします。

なお、電話線の通断等、詳しくは最寄のＮＴＴへおたずねください。

●鳥獣行政の仕事を取り扱っているところ

区 分	主 管 部 課	所 在 地	郵便番号	電話番号
本 庁	青森県庁生活文化政策課	松江市曙町1	890-0850	0582-22-5110
地 方 機 関	東阿蘇地区広域圏センター	松江市東津島町1741-1	890-0001	0582-32-2660
	岩倉地区広域圏センター	岩倉市本町4丁目5番31	890-1311	0584-42-9656
	青森県立青森病院	青森市青森1丁目1199	890-8511	0582-30-5379
	青森県立五所川原病院	五所川原市片岡2番25	890-0011	0555-29-5910
	青森県立八戸病院	八戸市大湊2番25	890-0810	0585-72-9663
	青森県立八戸第二病院	八戸市大湊2番25-3	890-0810	0585-72-9663
	青森県立五戸病院	五戸市上町13番1	890-0077	0586-31-8752
	青森県立八戸東部病院	八戸市大湊2番25-3	890-0810	0582-22-9647
	青森県立八戸西部病院	八戸市大湊2番25-3	890-0880	0582-22-2619
	一般社団法人根拠県青少年事務局	松江市母谷5番5	058-0880	0582-22-6215

日の出前、日没後の銃猟は、禁止されています。

◎出猟の際は、日の出、日没の時刻をテレビ、ラジオ、新聞等で確認のうえ、出猟してください。

●島根県主要地の日の出・日没時刻表

月 日	区 分	松 江	浜 田	都 岐 の 島
11月1日	日の出 日没	6:29 17:13	6:32 17:18	6:29 17:11
11月15日	日の出 日没	6:17 17:02	6:46 17:07	6:43 16:59
12月1日	日の出 日没	6:58 17:55	7:01 18:00	6:59 16:52
12月15日	日の出 日没	7:09 16:56	7:12 17:02	7:10 16:53
1月1日	日の出 日没	7:17 17:06	7:19 17:11	7:18 17:03
1月15日	日の出 日没	7:16 17:18	7:11 17:23	7:17 17:15
2月1日	日の出 日没	7:08 17:35	7:11 17:40	7:08 17:33
2月15日	日の出 日没	6:55 17:50	6:58 17:54	6:55 17:47
2月28日	日の出 日没	6:52 18:02	6:43 18:03	6:59 18:40

●島根県における国有林及び県有林で狩猟する場合

国有林へ入林する場合は「**入林届**」を提出してください。
国有林以外も、常時伐木、造林作業のための作業員
仕事に従事している場合が多く、十分注意する必
があります。県有林は、できるだけ責任者の承諾を
してから行動してください。

● 狩猟者登録証の返納について(鳥獣保護管理法第66条関係)

法律により捕獲場所の報告が義務づけられています。

狩猟者登録証裏面の報告様式「狩猟カレンダー」に、狩猟時期、猟の種類、捕獲場所、目的の鳥獣名、捕獲数等を記入の上、狩猟期間が満了してから30日以内に登録証を返納してください。

(記入例)

狩獵者登錄証

[illegible]